

# 生活面に関わる規則

松橋支援学校生活情報部

## 1. 制服着用時について

項目	内容	留意事項
ブレザー	紺色	ボタンを閉める
ズボン	紺色	
スカート	夏:グレー 冬:紺色	
ポロシャツ	ズボン:水色 スカート:紺色	
下着・Tシャツ	服に透けない目立たない色	
ソックス	白・黒・紺	柄物等は不可 (ワンポイントのみ可)
ベルト	黒・紺・茶	シンプルなものとする
タイツ・レギンス	黒・紺・グレー	冬服期間のみ可
ネクタイ・リボン	えんじ	冬服及び中間服のとき
通学靴・カバン	指定無し	
上履き	指定無し	
体育館シューズ	指定無し	
運動靴	指定無し	
セーター カーディガン等	白・黒・紺・グレー・茶色系を基調とした単色のもので、丸えり、またはV襟のもの(ネクタイ・リボンが見え、ブレザーから出ないもの)	白シャツの上から着用する フード付き、柄物などは不可
防寒着 (ジャンパー等)	華美でないもの	
マフラー・手袋等 の小物	指定無し	ニット帽は着用しない

(※) 装飾品の着用はできない(ミサンガ・ネックレス・ピアス・不必要なピン留めなど)  
イヤホン等含む音楽機器や写真など、授業に必要なものは学校に持ち込まない(発見したら学校預かりとする)

## 2. 制服着衣期間および服装について

制服	期間	ズボン	スカート
合服	5月・10月	白色のカッターシャツ又はブラウス	
夏服	6月1日～9月30日	水色のポロシャツ(半袖)	紺色のポロシャツ(半袖)
冬服	11月1日～4月30日	白のカッターシャツ又はブラウスの上にブレザー着用 セーターはシャツの上から着用する	

(※) 合服期間(5月・10月)については、気候にあわせて、夏服でも冬服でも可とする。

### 3. 頭髪について

項目	内容	留意事項	違反した場合の対応
前髪	目にかからない程度	目にかかる場合は、ヘアピン(黒・紺・茶色)で留める	(※)その場で注意し、規則内の形状に戻させる。その際、指導を受け入れない場合は、生活情報部で対応する。
後ろ髪	肩にかからない程度	かかる場合は、ゴム(黒・紺・茶色)で1つか2つに束ねる	
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・髪の一部だけを伸ばすような髪型や一部分の極端な刈り上げ</li> <li>・そり込み・パーマ(ストレートパーマ含む)・染色・脱色・眉剃り</li> <li>・化粧・ピアス(の穴開け)・指輪等のアクセサリ</li> <li>・香水 など</li> </ul> 《 その他、高校生として認められていないこと全般 》  (※)整髪料については、制汗剤同様、できるだけ香りの弱いものとする。判断に迷ったら、担任に相談・確認すること。		

### 4. ケータイ・スマホ・ネットの利用について

決まり1	家庭で時間や使い方のルールを決めて利用する	使い方を間違えると、トラブルのもとになります。必要な相手に必要なことだけを伝えるようにしましょう。
決まり2	不必要な書き込みや写真などをSNSやインターネット上にアップロードしない	自分だけでなく、友だちの個人情報の漏洩につながります。また、ネット上で知り合った人とは、絶対に会わないでください。
決まり3	校内ではケータイ・スマホはマナーモードにするか電源を切る (校舎内では、一切使用しないこと)	登校後は、各自の責任で保管する。
決まり4	登下校中にケータイやスマホの操作をしない	注意力が散漫となり、思わぬ事故や他人とのトラブルとなります。緊急時のみ使用可。違反した場合はその場で預かります。

### 5. 交際について

決まり	節度ある、健全な交際を心掛ける	人目につかない場所や人通りが少ない場所にも行かない。気になる人とだけ仲良くするのではなく、誰とでも仲良く過ごす時間を高校の3年間では大切にしてください(コミュニケーション力の向上のためにも・・・)。
-----	-----------------	---

### 6. 休日の交際・グループでの外出について

決まり1	休日に地域外の友だちと会う場合	保護者の許可をもらう。 (※)外出先でのトラブルに対応するため、必ず行うこととする。 (※)外出時間については以下の通り 4月1日～9月30日:18時には在宅していること。 10月1日～3月31日:17時には在宅していること。
決まり2	友だちグループで外出を行う場合	

### 7. その他の事項について

決まり1	有害・危険行為はしない (喫煙・飲酒・ドラッグ・暴走運転など)	警察等の関係機関に補導されたら、直ちに学校に届けること 本人からの報告が遅れた場合は、処分が重くなります。  <b>(※) 気になる行動を見かけたら、 すぐ先生に『報・連・相』を！</b>
決まり2	法律に触れる行為をしない (万引き・暴力行為・刃物の所持・盗撮など)	
決まり3	未成年立ち入り禁止の場所に行かない (カラオケ・ゲームセンターなど)	